

家庭保育室利用補助申請について

志木市と家庭保育室の認定を受けた保育室へ児童を預ける場合、以下の条件（＝対象児童）に該当する世帯に対し、志木市から補助金の支給を受けることができます。具体的には、補助額を差し引いた金額を、家庭保育室へ保育料として支払うことになります。

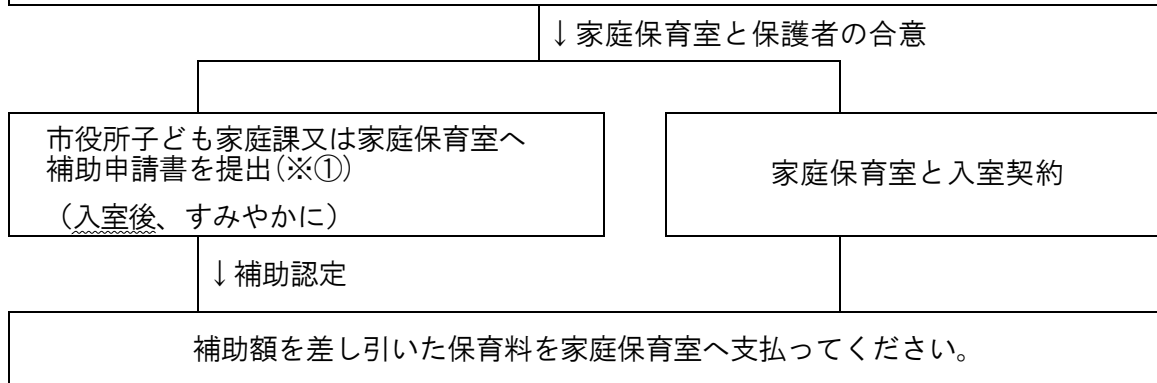
対象児童

- (1) 保護者が、日中、児童を保育することができないこと。
【就労の場合、1日4時間以上及び1ヶ月13日以上就労していること。】
 - (2) 保護者及び児童が志木市内在住であること。
 - (3) 生後8週以上3歳未満で健康であること。
 - (4) 受託者、施設長及び保育者と対象児童が3親等内の血族または姻族でないこと
- ※1日4時間以上、月13日以上お子さまを家庭保育室に預けられなかった場合、原則として、その月の補助金は交付されません。また、育児休暇中も補助対象外となります。

≪補助額を差し引いた保育料を認定するためには、以下の手続が必要になります。≫

保護者は、志木市から認定されている家庭保育室の中から児童を預けたい所を選び、次のことを、直接家庭保育室へ連絡し協議する。

- 1) 志木市の家庭保育室補助を利用して入室したい
- 2) 保育時間
- 3) 保育料



補助申請(※①)に必要な書類

- (1) 志木市家庭保育補助認定申請書
- (2) 就労証明書(父・母・生計を一にした祖父母等)
- (3) 平成30年分源泉徴収票の写し、又は確定申告書の写し
- (4) 乳幼児状況申告書

申請締切

- ・家庭保育室入室月の月末まで。
(締切日が土日祝日の場合は、その前の開庁日が締切日となります。)

補助対象の保育時間

平日は午前8時30分から午後5時まで、土曜日は午前8時30分から午後1時まで
延長保育は、各保育室に直接ご相談ください。(※個人負担料金になります)

*補助の認定後、対象児童の要件に該当しなくなった場合(例:退職、育児休暇取得等)、補助対象から外れますので、必ず子ども家庭課にお申し出ください。